

# MRIインターナショナル事件 報告(説明資料)

2022年5月13日

弁護士 五十嵐 潤

(ネバダ地区連邦地裁(ラスベガス)の刑事陪審員裁判の法廷の様子2018年10月)



# MRI事件 MRIインターナショナル事件と は

- MRIインターナショナル(=「MRI」)  
→ **米国**ネバダ州ラスベガスの会社
- **日本人**8700名が、**日本にいなから**投資詐欺  
被害
- 2013年4月26日 MRIが登録取消で破綻

# MRI事件 事件の特質

- 米国の会社
- 日本人8700名が日本にいながら被害にあった
- 海外送金で「1365億円」

# MRI事件 行政監督

- 2008年から金商法上の第二種金融商品取引業の登録業者
- 2012年ころから内偵
- 2013年4月26日に第二種金融商品取引業登録取消処分

# MRI事件 俯瞰(民事)

日本

US

甲	A
乙	B

MRI事件

俯瞰(刑事)

(丁)

X

# MRI事件 国内／民事（甲）

- （甲）MRIに対する裁判（2013年6月提訴）

→裁判管轄

契約書約款に「ネバダ州の裁判所を裁判管轄とする」との合意管轄あり

→準拠法

契約者約款に「ネバダ州の法律を準拠法とする」との規定あり



# MRI事件 国内／民事（乙）

- （乙）日本の代表者に対する裁判

→2014年6月提訴

→故意過失を基礎付ける資料の収集

日本の当局からは難しい（日本でまだ刑事起訴されていない）

米国当局SECからの入手＝米国CA訴訟でディスカバリー  
手続で入手

→地裁勝訴判決を経て、2018年に日米同時  
和解（乙・B）で終了

## MRI事件 米国／SEC(A)

- (A) 米国証券取引委員会 (SEC) の違法収益吐き出し訴訟 (ディスゴージメント手続)
  - 2013年9月提訴 + 資産凍結命令
  - 違法性認定 (2014年10月)
  - 損害額 (違法収益吐き出し額) 認定 (2015年1月)
  - レシーバーによる資産回収手続終了。
  - 配当準備中

# MRI事件 米国／クラスアクション (A+B)

- (A+B)米国首謀者だけでなく日本における代表者らも被告にしてクラスアクション提起
  - 2013年7月提訴
  - 2014年9月資産凍結命令(B)
  - ディスクバリー手続で証拠入手
  - クラス認証決定(2016年)を経て
  - 2018年日米(乙・B)同時和解
  - 2018～2019年債権届出・認否
  - 2022年4月～5月、配当手続中

# MRI事件 米国／刑事(X) 量刑

- (X)2015年7月 米国司法省(DOJ)が米国会社社長1名(a)＋日本における代表者ら2名(b)を詐欺罪で起訴
- 米国会社社長(a)→2018年陪審員裁判を経て2019年懲役50年判決(現在控訴審裁判中)
- 日本代表者ら2名(b)→2019年犯人引渡手続を経て米国引渡、2022年1月司法取引が正式に認められる。4月両名につき懲役5年判決(確定)

# MRI事件 米国／刑事(X)

## 被害回復・没収

- 米国会社社長(a)(2019年5月判決)

11億2000万ドルの被害回復命令 (restitution)  
8億1300万ドルおよび11万6000ドルの収益没収命令 (forfeiture)

→確定していない。

→上記判決を受けるに際し、検察官側は「SECの違法収益吐き出し手続による配当原資以外の財産も確認している」と力説。

# MRI事件 米国／刑事(X)

## 被害回復・没収

- 日本代表者ら2名(b)

2022年6月28日に判決予定

(検察官の説明(制度説明含む))

- ・刑事没収の対象となる被害:2012年～2013年に送金した被害者。500～1000人
- ・被害総額:1.41億ドル。紐付けできる被害総額1.3億ドル。
- ・釈放された後でも20年、刑事没収の手続きが出来る。
- ・年金の15%を没収できる。
- ・全米のデータで刑事没収の実績は10%程度の回復になっている。  
(本件はCA、SEC手続きが先行しているのでそこまでは行かないだろうが)
- ・サピーナなどの手続きも出来る。